夏休み期間中における児童生徒の新型コロナウイルス 感染防止対策について

1 感染防止対策

- (1) 基本的な感染症対策の徹底
 - 「新しい生活様式」の徹底
 - ・「緊急事態宣言地域」や「まん延防止等重点措置実施区域」との 不要不急の往来の自粛
 - ・不要不急の外出・移動の自粛、混雑している場所や時間を避ける
 - ・マスクの着用により、熱中症のリスクが高まることに注意
- (2) 飲食を伴う場面での対応
 - 普段会わない人や大人数・長時間での飲食は慎重に判断
- (3) 部活動の一部制限

< 7月28日「ステージⅣ (感染拡大緊急事態)」発出後>

- ・合宿、県外への遠征、県内の高校生同士の練習試合を禁止
- (4) 寮や寄宿舎での対応
 - ・居室内でもマスク着用を基本
 - 密を避けるため、共用スペースを同時に使用する人数や時間を制限
- 2 臨時の県立学校長会議の開催(8/19)
- 3 養護教諭に対する研修の実施(対象:小・中・高の養護教諭約380人)

(参考) 4月以降の児童生徒の感染状況

4月: 24人(18校)5月: 67人(49校)6月:9人(7校)

7月:104人(53校)8月:168人(89校) ※8/17現在